

社会福祉法人 戸川会

役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人戸川会の法人運営に携わる理事長、理事並びに監事(以下「役員等」と言う。)の報酬及び旅費に関して必要事項を定めたものである。

- 2 この規程に定める事項以外の事項については、法令及び定款あるいは理事会及び評議員会の決議に従うものとする。

(範囲)

第2条 報酬の支給対象となる役員等については、原則として月15日以上を法人本部又は、法人の運営する事業所等において勤務する者を言う。

(報酬)

第3条 役員報酬は次のとおりとする。

- 2 理事長 月額 200,000円
- 3 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人戸川会の経営する施設の長である役員で施設から給与の支給を受けている役員は支給しない。
- 4 常勤で勤務する役員には規程により賞与並びに通勤手当を支給する。
- 5 役員等が理事会等への出席要請を受け、出席した場合には旅費として一律10,000円支給する。
ただし、理事長及び施設の長である役員は対象外とする。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支給日は、毎月25日とする。

ただし、その日が休日、日曜日、または土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日を支給日とする。

(附 則)

第5条 この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の決議を経てこれを行う。

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

この規程は、平成22年2月1日から適用する。

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、令和 1年7月1日から適用する。